

15

特別警報・暴風警報発令時の心得

本校では台風時の取扱いを次のように行います。（一次細分では愛知県西部、二次細分では尾張東部に位置する本校を基準とする。）

- 1 午前6時までに特別警報・暴風警報解除の場合 → 平常授業
- 2 午前10時までに特別警報・暴風警報解除の場合 → 5限以降の授業を実施
ただし、交通機関が不通の場合、また、登校が危険であると判断される場合は、自宅等に待機しその旨学校に届けてください。
- 3 午前10時を過ぎても特別警報・暴風警報が解除されていない場合 → 休校
- 4 始業後に特別警報・暴風警報が発令された場合 → 状況に応じて授業の継続もしくは下校などの処置を実施
- 5 大雨・大雪警報等の場合 → 原則平常授業
ただし、交通機関が不通の場合、また危険と判断される場合は登校しないで、その旨学校に届けてください。